

参考資料集

基礎年金について

年金額の基本設計

① 基礎年金（満額を定額で設定）

- 国民年金の一月の保険料は、1万5,020円（平成23年度）
- 基礎年金の額は、平成23年度は月額で単身6.6万円、夫婦13.1万円（保険料を40年間納付した場合）

- ※ 年金を受給するためには、保険料納付済期間、保険料免除期間、カラ期間の合計が25年以上であることが必要。
（カラ期間とは、専業主婦や学生が、加入義務がないために制度に加入していなかった期間をいう。年金額には反映されない。）
- ※ 第2号被保険者期間、第3号被保険者期間については、保険料納付済期間に含まれる。
- ※ 保険料免除期間は、全額免除の場合は、2分の1（平成20年度以前は3分の1）として年金額を計算する。半額免除等の場合は、4分の3（同3分の2）等とする。
- ※ 国民年金保険料を25年間納付した場合の年金額は、月額で単身4.1万円。

$$\left[\text{約6.6万円} \times \frac{25\text{年}}{40\text{年}} = \text{約4.1万円} \right]$$

② 厚生年金（報酬比例）

- 厚生年金の保険料率は、16.412%（平成23年9月～平成24年8月）
- 厚生年金の額は、以下の計算式により算出。

$$\left[\begin{array}{c} \text{平成14年度までの分} \\ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000 \text{ 注1}} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{平成15年度以降の分} \\ \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000 \text{ 注1}} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数} \end{array} \right]$$

注1) 1000分の7.125 や1000分の5.481 の乗率は、生年月日により異なる。 注2) 賞与を含めた年収を12で除した額。

- ※ 上記の計算式は、平成12年改正後のものであるが、これによる年金額が改正前の計算式による年金額を下回る場合には、改正前の年金額を支給している。
- ※ 過去の収入は、現在の水準に評価し直して計算（例えば、昭和40年度の給与は約7倍換算して計算）する。（＝再評価）
- ※ 平均月収36万円で40年間加入した場合（配偶者は、第3号被保険者）を想定した夫婦2人分の標準的な額（月額）は、231,648円（平成23年度）。（老齢厚生年金100,166円 + 老齢基礎年金65,741円×2）

老齡基礎年金の年金月額の分布

(平成21年度末)

年 金 月 額	総 数				基礎のみ・旧国年（再掲）			
	合 計（割 合）		男 子	女 子	合 計（割 合）		男 子	女 子
	25,014,879	100.0%	10,838,209	14,176,670	8,550,449	100.0%	2,037,041	6,513,408
万円以上 万円未満								
～ 1	129,470	0.5%	11,594	117,876	54,359	0.6%	1,577	52,782
1 ～ 2	341,323	1.4%	65,999	275,324	149,560	1.7%	12,328	137,232
2 ～ 3	1,164,962	4.7%	248,496	916,466	663,623	7.8%	77,511	586,112
3 ～ 4	3,583,278	14.3%	785,899	2,797,379	2,237,235	26.2%	398,600	1,838,635
4 ～ 5	3,444,736	13.8%	914,790	2,529,946	1,417,793	16.6%	315,210	1,102,583
5 ～ 6	4,539,873	18.1%	1,671,294	2,868,579	1,420,620	16.6%	309,994	1,110,626
6 ～ 7	10,467,009	41.8%	6,754,631	3,712,378	2,060,363	24.1%	777,007	1,283,356
7 ～	1,344,228	5.4%	385,506	958,722	546,896	6.4%	144,814	402,082
平均月額（円）	54,258		59,166	50,506	48,921		53,875	47,371

注 基礎のみ・旧国年（再掲）とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者（5年年金を除く）の受給権者をいう。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

所得保障施策における基礎年金の位置づけ

① 基礎年金の水準の位置づけ

- ・ 基礎年金の水準は、老後の生活の基礎的部分を保障するものとして決定されている。
- ・ 基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金等の自助努力もまた、老後の生活を支える重要な手段である。

「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。」（新年金法 吉原健二著 より抜粋）

② 国庫負担の意義

- ・ 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。
- ・ また、昭和60年改正において、
 - ① 基礎年金が老後等の保障の基本的部分にあたり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高いこと
 - ② 報酬比例の年金の部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるという批判があったこと
 - ③ 基礎年金導入以前、制度ごとにバラバラの国庫負担率となっていたことに対し、制度間格差の観点から是正が求められていたことから、全国民共通の基礎年金に国庫負担を集中した。

※ 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」を実現。こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、低所得者でも負担できる保険料水準に抑えるとともに、保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度（免除制度）の実施を可能としている。

基礎年金の給付水準 改定経緯

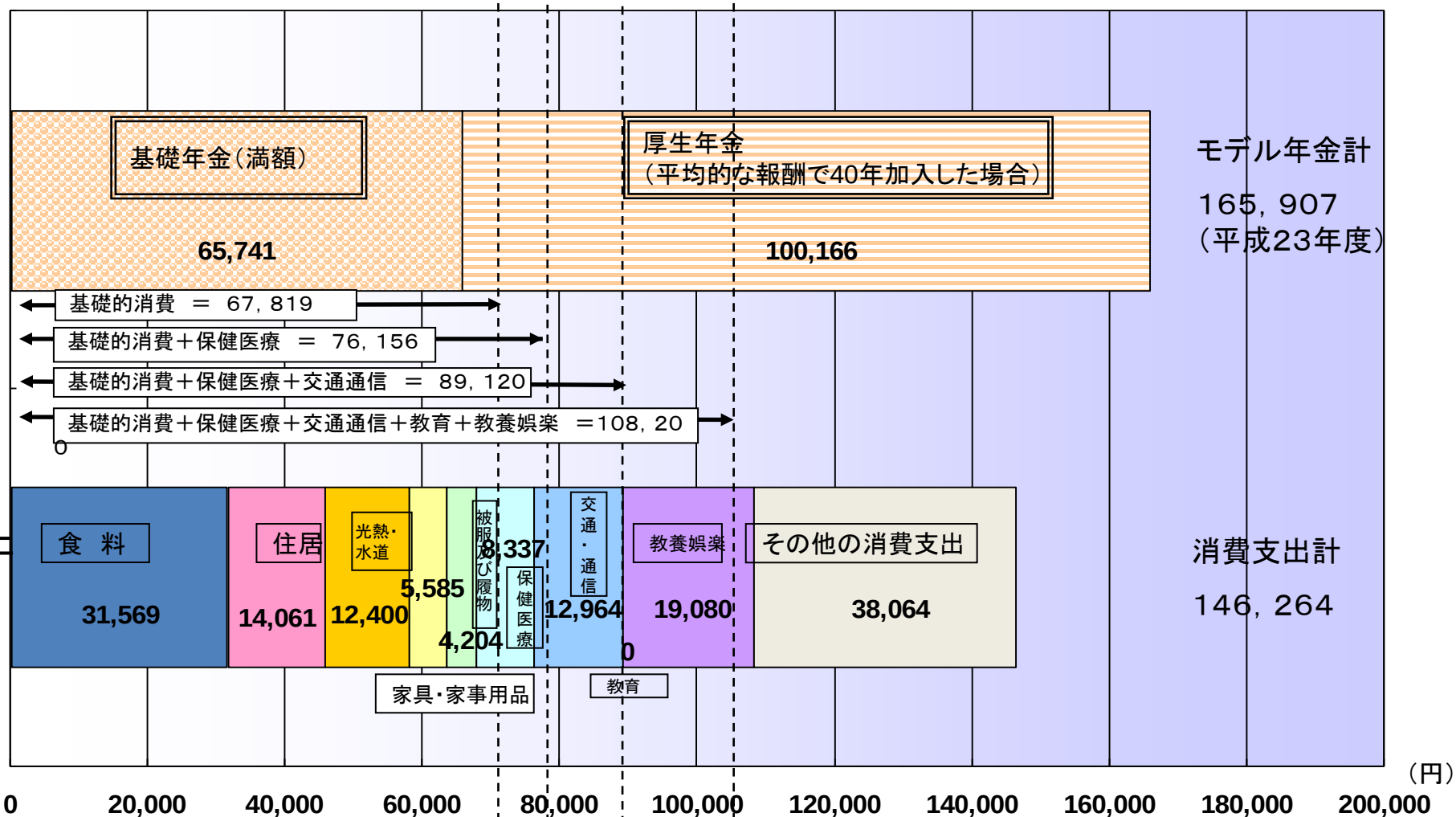
- 昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、平成6年改正までは、基礎的消費支出の状況等を勘案して政策改定を実施。 * なお、平成6年改正では、65歳以上単身無業者ではなく全世帯の伸びを勘案する方法に変更。
- 平成12年改正以降は、消費者物価上昇率に対応して改定。
- 平成16年改正で、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率により、自動的に毎年度改定される仕組みとしつつ、マクロ経済スライドを導入し、2023年度までの間、給付水準を調整。

改正年	金額	設定の考え方
昭和60年	600,000円 (月額50,000円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して設定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 47,600円
平成元年	666,000円 (月額55,500円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して改定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 53,100円
平成6年	780,000円 (月額65,000円)	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び等を総合的に勘案して改定。 (参考) 全世帯の消費水準の伸び:17.4% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:16.6%
平成12年	804,200円 (月額67,017円)	消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:3.1% 全世帯の消費水準の伸び:0.6% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:1.5%
平成16年	780,900円 * 本来水準 (月額65,075円)	(本来水準)消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:△2.9% 全世帯の消費水準の伸び:△6.1% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:△8.8%
	794,500円 * 物スラ特例 (月額66,208円)	物価スライド特例水準)消費者物価上昇率を勘案して改定するが、物価スライド特例法により、平成11～13年の消費者物価の下落分を据え置いたもの。 (参考) 平成11～13年の消費者物価上昇率:△1.7% * 平成17年度以降は、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率に基づき自動的に改定。2023年度までマクロ経済スライドで調整。

単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

- 基礎年金の水準（約6万6千円）を単身高齢者世帯（有業者なし）の家計と比較すると、基礎的な消費支出をカバーするにわずかに足りない水準。

モデル年金
の水準

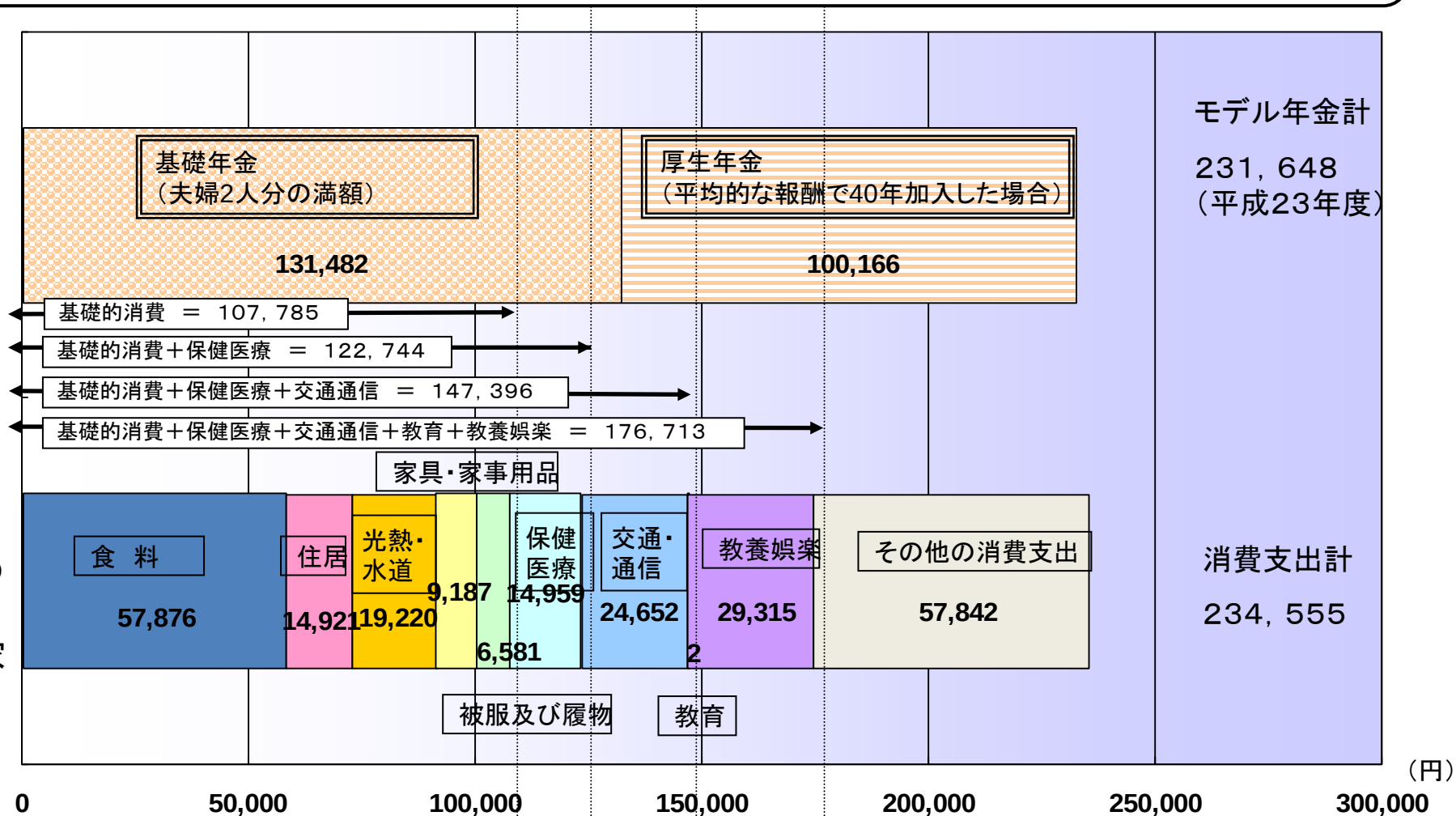


(資料) 平成22年家計調査年報 (総務省統計局)

高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

- 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯（有業者なし）の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。

モデル年金
の水準



夫65歳以上、
妻60歳以上の
夫婦世帯(有
業者なし)の家
計支出

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意。

◇ 基礎年金月額 65,741円 （夫婦合計：131,482円） （平成23年度月額）

◇ 生活扶助基準額 （平成23年度月額、単位：円）

		生活扶助基準額(3級地－2～1級地－1)					
世帯	構成	3-2	3-1	2-2	2-1	1-2	1-1
単身	65歳	62,640	66,260	69,910	73,540	77,190	80,820
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250	49,995	52,740	55,480	58,230	60,970
	夫婦合計額	94,500	99,990	105,480	110,960	116,460	121,940

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

《生活保護と公的年金の役割の違い》

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

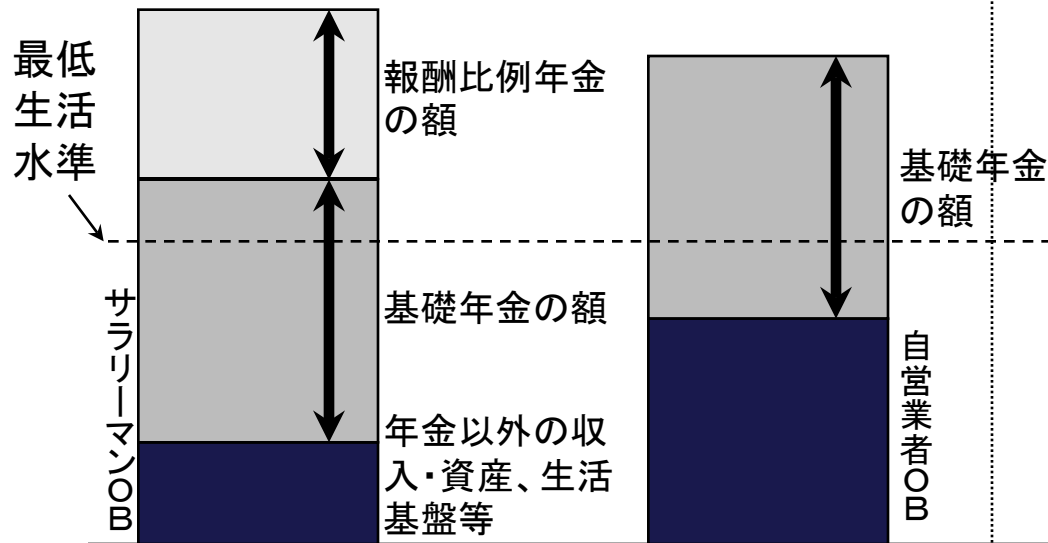
○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方

- 基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
- また、受給時の個々の生活状況にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

年金の額

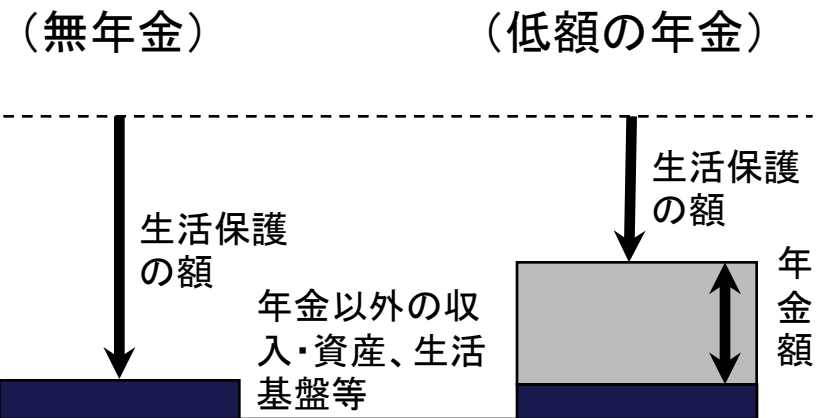
その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



調査はない

(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先



資力すべてを
厳格に調査

【国民年金法案の提案理由説明(昭和34年2月13日参議院本会議)】

次に、国民年金法案の基本的な立て方について申し上げます。

本法案におきましては、拠出制年金を基本とし、無拠出制の年金は経過的及び補完的に併用していく建前をとったのでございます。

…拠出制のみでは現在の老齢者、身体障害者または、母子世帯、あるいは将来にわたって保険料を拠出する能力の十分でない不幸な方々には、年金の支給が行われ ないこととなりますので、これらの方々にも年金を支給いたしますために、無拠出制の年金を併用することとしたのであります。

【「新年金法 61年金改革解説と資料」吉原健二著より】

…わが国の年金制度は、保険方式とはいえ、拠出要件についてはきわめて緩やかな仕組みをとっている。まず国民年金においては拠出制を基本としながらも、対象者に所得の低い者や無業の者が多く含まれていることを考慮して、厳密な保険方式では本来考えられない保険料の免除制度を設けているし、老齢年金については最低十年、特例的に五年間保険料を納めれば年金が受けられるようにしているし、また障害年金や母子年金についてもきわめて短い拠出要件にしている。また今回の改革で学生や被用者の妻の期間のみならず、昭和36年4月以降の過去の海外居住期間や外国人の日本在住期間、さらには厚生年金の脱退手当金の対象となった期間も、老齢基礎年金の資格期間の計算の対象に入れることにした。二十歳前に障害者になったいわば制度に加入する前の事故についても二十歳から障害基礎年金の対象にしている。

これらはいずれも従来の伝統的な保険概念の枠を大きくはみだした取り扱いといってよい。いいかえれば伝統的な概念での保険方式を大きく修正し、制度上無年金者をなくす最大限のてだても講じているのである。したがって国民年金に加入すべき人があえて加入せず、また加入しても保険料を長期間滞納した人のみが年金を受けられないのである。

○ なお、無年金・低年金問題に対応する最低保障機能の強化等を検討するに当たっては、以下のような点に留意する必要がある。

（無年金・低年金となった要因に着目した対策の必要性）

- ・ 年金制度への加入や保険料の納付は法律に基づく国民の義務であり、例えば国民年金の場合には20歳から60歳までの40年加入が義務づけられている。また、事業主においては、雇用者責任の体现として被保険者分も含めて保険料を納付する義務を有している。こうした保険料納付義務等を果たさない者について年金による所得保障を行う必要はないと考えられる。
- ・ 他方、現役時に低所得だったことにより低年金となっている者について、国民生活の安定が損なわれることを予め防止する施策である年金制度の射程外と決めつけず、年金制度としての対応可能性についても再検討を行うことが必要である。

（税方式と社会保険方式のポリシーミックス）

- ・ また、こうした無年金・低年金問題が生じている原因を、現行制度が社会保険方式で運営されていることに求め、問題解決のために税方式への転換を主張する意見も少なくない。

しかしながら、税方式、社会保険方式にはそれぞれに長所・短所があり、また、両者は必ずしも対立的な概念ではない。実際、現行制度においても、低所得等のために保険料負担が困難な者については、申請に基づき保険料を免除した上で、国庫負担相当分を給付保障しており、社会保険方式の下で、低所得者等に対し、税財源による最低保障を行っているとの評価ができる。また、平成16年改正においても、保険料免除期間等に係る国庫負担割合を引き上げることにより、こうした機能の強化が図られることとされている。

したがって、今後の無年金・低年金問題への対応として、現行制度においてみられるそれぞれの利点を活用するポリシー ミックスを行うことにより、制度に対する中長期的な信頼確保に寄与することも期待できると考えられる。なお、今後、制度の見直しに当たり、追加的な費用が必要となる場合、その費用を保険料負担により対応するか、税財源で対応するかも重要な検討課題である。

3. 高齢期における所得保障の在り方

(1) 基本的考え方

上述のように、日本の高齢者の高い就業意欲を活かし、働きたい人は、年齢にかかわらず、自ら希望する働き方で働ける社会を作り上げていくことが不可欠である。これにより、高齢期の所得確保・保障について、勤労所得、財産所得、年金所得の適切な組み合わせが可能となる。具体的には、我が国経済社会の在り方と整合する形で、「自助」による所得確保を基本に、「共助」である年金が大きな役割を果たす。そして、生活保護が「公助」として、最後の支えとなる。

(2) 高齢者世帯の所得と年金の果たしている役割

65歳以上の高齢者世帯の年間所得を見ると、100万円未満が2割弱、300万円未満が6割となっており、貯蓄を見ると4000万円以上の世帯が2割弱を占めるものの、300万円未満の世帯も約1割ある。たしかに高齢者の現役時代と比較した可処分所得の比率は、日本では他のOECD諸国に比べ「平均的」には高くなっているが、勤労収入の有無や、税、社会保険料の所得再分配機能の低さなどから、他国と比して大きな所得格差があり、とりわけ75歳以上高齢単身女性に低所得が多い。

高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活しており、平均所得で見ても、高齢者世帯の収入の7割が年金となっているなど、年金は高齢者生活の中核と位置付けられている。

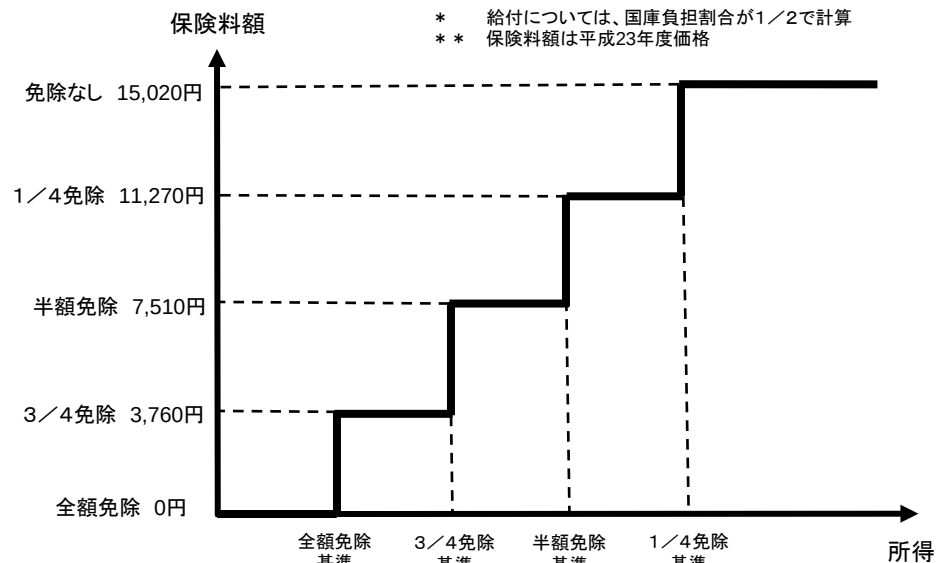
一方、生活保護を受ける高齢者は増加しているが、その保護率(割合)は2%前後と、それほど高くない。年金が高齢者の生活の中核になっている現状を踏まえれば、基礎年金水準の所得すら得られていない高齢者の生活保障をどう考えるかは重要な問題であることは間違いない。年金制度における対応とともに、現行生活保護制度についても、諸外国の例なども参考に、より柔軟に適用できるような対応を検討することも必要であろう。

社会保障制度における低所得者への負担軽減の仕組み

	国民年金	医療保険		介護保険
		国民健康保険	長寿医療(後期高齢者医療)	
保険料の減免・設定の仕組み	○ 被保険者の申請に基づき、厚生労働大臣が承認したときに、その者の所得に応じて、保険料の納付義務が免除される。(申請免除)	○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。	○ 後期高齢者医療広域連合が、市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、保険料を設定。	○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。
減免・軽減の基準	・ 市町村民税非課税(所得ベースで162万円): 保険料全額免除 ・ 所得税非課税所得+40万円(所得ベースで230万円): 保険料4分の3免除 ・ 所得税非課税所得+80万円(所得ベースで282万円): 保険料半額免除 ・ 所得税非課税所得+120万円(所得ベースで335万円): 保険料4分の1免除 * 4人世帯(夫婦2人、子ども2人で、夫か妻どちらかのみに所得がある世帯)の場合 (注)障害年金の受給者や生活保護受給者(生活扶助に限る)等は、申請手続がなくても、保険料の納付義務が免除される。(法定免除)	世帯主及び当該世帯に属する被保険者につき算定した総所得金額等の合算額が次のいずれかの条件を満たす場合は、応益割を減額する。 ・ 7割軽減 合算額$\leq$33万円 ・ 5割軽減 合算額$\leq$33万円+24.5万円$\times$世帯主を除く被保険者数 ・ 2割軽減 合算額$\leq$33万円+35万円$\times$被保険者数	・ 基本的に国民健康保険と同様 ・ ただし、保険料の軽減について、 ①20年度における当面の対策として、 ・ 7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている者については、10月からは保険料を徴収しない 等 ②21年度以降の対策として、 ・ 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする 等 の対策が行われることとされている。	・ 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下の者等: 保険料基準額$\times 0.5^*$ ・ 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円超の者等: 保険料基準額$\times 0.75^*$ * 標準的な割合
給付への反映	保険料免除期間については、基礎年金の国庫負担に相当する額が給付に反映される。	一般の者と同じ給付内容		
		ただし、所得等に応じ、自己負担割合や一部負担金の上限は相違		ただし、所得等に応じ、利用者負担の上限は相違

<保険料の減免・設定のイメージ>

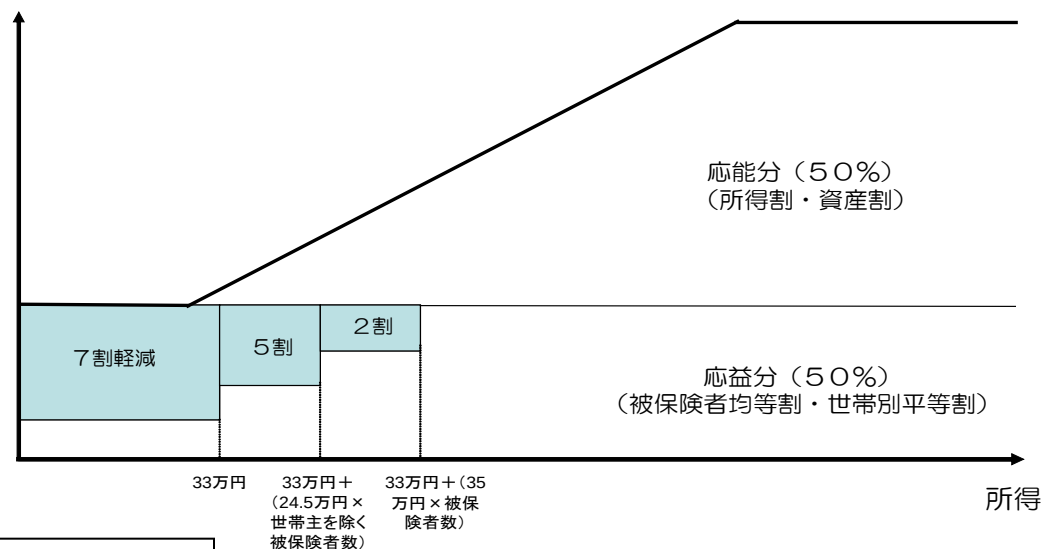
国民年金



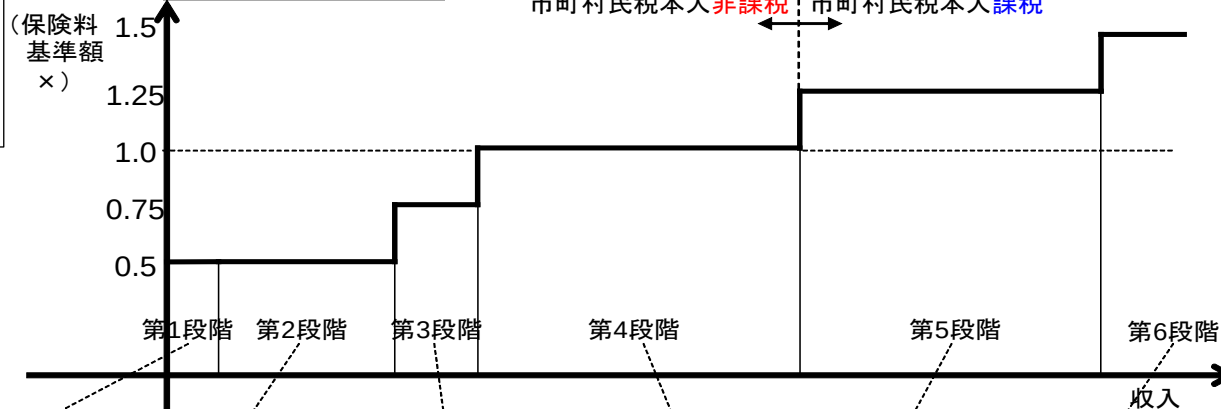
前年所得が〔(扶養親族の数+1)×35万円+22万円〕以下 + 生活保護受給者等	前年所得が(78万円+扶養親族×38万円)以下等	前年所得が(118万円+扶養親族×38万円)以下等	前年所得が(158万円+扶養親族×38万円)以下等
--	--------------------------	---------------------------	---------------------------

国民健康保険

* 長寿医療(後期高齢者医療)も原則は同じ



介護保険



第1段階 生活保護受給者	第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円以下等	第3段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円超等	第4段階 本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)	第5段階 市町村民税課税かつ基準所得金額200万円未満	第6段階 市町村民税課税かつ基準所得金額200万円以上
-----------------	--------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

社会保障・税に関わる共通番号制度について

社会保障・税番号大綱(概要)①(基本的な考え方)

1. 番号制度導入の趣旨

背景

- 少子高齢化(高齢者の増加と労働力人口の減少)
- 格差拡大への不安
- 情報通信技術の進歩
- 制度・運営の効率性、透明性の向上への要請
- 負担や給付の公平性確保への要請

課題

- 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤がないため、
- 税務署に提出される法定調書のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界
 - より正確な所得・資産の把握に基づく柔軟できめ細やかな社会保障制度・税額控除制度の導入が難しい
 - 長期間にわたって個人を特定する必要がある制度の適正な運営が難しい(年金記録の管理等)
 - 医療保険などにおいて関係機関同士の連携が非効率
 - 養子縁組による氏名変更を濫用された場合に個人の特定が難しい等

現在

番号導入

理念

- より公平・公正な社会の実現
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会の実現
- 行政に過誤や無駄のない社会の実現
- 国民にとって利便性の高い社会の実現
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

効果

- 番号を用いて所得等の情報の把握とその社会保障や税への活用を効率的に実施
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実
- 負担・分担の公正性、各種行政事務の効率化が実現
- IT化を通じ効率的かつ安全に情報連携を行える仕組みを国・地方で連携協力しながら整備し、国民生活を支える社会的基盤を構築
- ITを活用した国民の利便性の更なる向上も期待

将来

2. 番号制度で何ができるのか

(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 「総合合算制度(仮称)」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

(2)所得把握の精度の向上等の実現

(3)災害時における活用

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

(4)自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

- 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に支払った費用(医療保険・介護保険等の費用、保育料等)の確認
- 制度改正等のお知らせ
- 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

(5)事務・手続の簡素化、負担軽減

- 所得証明書や住民票の添付省略
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

(6)医療・介護等のサービスの質の向上等

- 継続的な健診情報・予防接種履歴の確認
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待等の早期発見
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易となる
- 介護保険被保険者が市町村を異動した際、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書添付の省略
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

3. 番号制度に必要な3つの仕組み

付番 新たに国民一人ひとりに、唯一無二の、民・民・官で利用可能な、見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

情報連携 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認 個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

4. 安心できる番号制度の構築

- 国家管理(一元管理)への懸念
- 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報の漏えい等の危険性への懸念
- 不正利用による財産その他の被害発生への懸念

制度上の保護措置

- ・第三者機関の監視
- ・法令上の規制等措置(目的外利用の制限、閲覧・複写の制限、告知要求の制限、守秘義務等)
- ・罰則強化 等

システム上の安全措置

- ・「番号」に係る個人情報の分散管理
- ・「番号」を用いない情報連携
- ・個人情報及び通信の暗号化
- ・アクセス制御 等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決(最判平成20年3月6日)を踏まえた制度設計

5. 今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目標とする。

- H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国会提出
- 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- H27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用開始
- H30年を目標に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

社会保障・税に関わる番号制度の検討経緯及び今後のスケジュール

平成21年12月21日

「平成22年度税制改正大綱」(閣議決定)

平成22年 2月 5日

「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」(以下「検討会」)の設置

平成22年 6月29日

検討会において「**中間とりまとめ**」を公表

平成22年 7月16日

「中間とりまとめ」のパブリックコメントを実施

～8月16日

平成22年10月28日

「政府・与党社会保障改革検討本部」(以下「政府・与党本部」)の設置

平成22年11月 9日

「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」(以下「実務検討会」)の設置

平成22年12月 3日

実務検討会において「**中間整理**」をとりまとめ

平成22年12月14日

「社会保障改革の推進について」(閣議決定)

平成23年 1月31日

政府・与党本部において「**社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針**」を決定

平成23年 4月28日

実務検討会において「**社会保障・税番号要綱**」をとりまとめ

平成23年 6月30日

政府・与党本部において「**社会保障・税番号大綱**」を決定、「番号」の名称を「マイナンバー」に決定

平成23年 7月7日

「社会保障・税番号大綱」のパブリックコメントを実施

～8月6日

平成23年 秋以降

可能な限り早期に「番号法」案、関係法律の改正案を国会へ提出

法案成立後

可能な限り早期に第三者機関を設立

平成26年 6月

個人に「マイナンバー」、法人等に「法人番号」を交付

平成27年 1月以降

社会保障、税分野のうち、可能な範囲で「マイナンバー」の利用開始

平成30年を目途に

利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

財産権について

財産権に関する判例等の考え方

○ 既裁定年金に関する考え方

① 政府答弁（平成13年3月13日鉢呂吉雄君提出「農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書」）

I 農業者年金改正のポイント

- 農業者年金は、国民年金の上乗せ給付として、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に加え、農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（農地の細分化防止・規模拡大）という目的を有していた年金制度。
- 平成12年3月末において、成熟度が270%を超えるに至っており、このままでは遅くとも平成14年度には支払不能となる事態が確実とされていたことから、制度の財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、既裁定者の農業者年金のうち経営移譲年金※について、平均9.8%の引下げを行い、従前額保障も行わないこと等の改正を行った。
- ※ 経営移譲年金…農業経営等に供している自分名義の農地等の所有権を後継者に移転するなどして、農業経営から引退した方に税財源によって支給される年金。

II 質問主意書の内容

○ 上記の農業者年金の改正内容と憲法が保障する財産権との関係について質問主意書が提出されている。

問1 公的年金制度における既裁定の年金は、憲法が保障する財産権との関係でどのように位置づけられるか。

答 公的な年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第29条に規定する財産権である。

問2・3 受給者の年金を削減するということは、憲法上の財産権の侵害に当たらないのか。また、契約違反とはならないのか。財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるのは、どのような場合か。特に、今回の改正案を提出しようとする背景と言われている年金財政上の問題をもって減額することは妥当か。また、妥当とする場合、その理由は何か。

答 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和53年7月12日最高裁判所大法廷判決（以下「昭和53年最高裁判決」という。）では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

Ⅱ 質問主意書の内容（つづき）

問 4 財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるとした場合、その水準については、どのように考えるか（財産権の侵害には当たらないとする年金減額の水準の考え方）。

答 既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

問 5 以上の問いを踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を9.8パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件につき、自分名義の農地等が五十アール以上の経営者を当然加入としていたこと等との関連から、その年金額を削減することの妥当性については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

答 今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和53年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- ・ 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
- ・ 年金額引下げの水準は、月額2千円から4千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の1パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
- ・ 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができることから、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第29条に照らしても許容されるものと考えている。また、現行制度をこのまま継続した場合には、遅くとも平成14年度には年金財政が払底し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

○ 既裁定年金に関する裁判例

平成元年12月27日札幌地方裁判所「滝川労基署長傷病補償給付金変更処分取消等」

- ・ 憲法29条1項により保障される財産権には公法上の権利も含まれ、したがって、労災保険法或いは厚生年金保険法上の保険給付請求権が憲法29条1項によって保障されることは明らかである。

○ 財産権に関する最高裁判決（昭和53年7月12日最高裁大法廷判決）

- ・ 「憲法29条1項は、『財産権は、これを侵してはならない。』と規定しているが、同条2項は、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定している。したがって、法律でいつたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するやうにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するやうにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによつて保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによつて、判断すべきである。」

（参考1）国会議員互助年金廃止法（平成18年4月1日施行）による既裁定者の年金減額

国会議員互助年金の廃止の際、既裁定者については、以下の区分に応じ既裁定年金額に当該割合を乗じて得た額を支給した。
（最大で10%減額（※）。）

※ 地方議会議員年金制度も、制度改正により既裁定者については10%減額とされ、廃止の際にも減額措置が継続された。

※ また、国会議員互助年金制度、地方議会議員年金制度には、高額所得者に対する既裁定年金を支給停止する仕組みもある。

（※国会議員互助年金廃止の際の減額の例）

H6. 12以後の退職者 100分の90 H2. 7～H6. 11の退職者 100分の92

S59. 4～H2. 6の退職者 100分の93 S56. 4～S59. 3の退職者 100分の95

S56. 3以前の退職者 100分の100

（参考2）被用者年金一元化法案（平成19年4月国会提出、審議未了のまま衆議院解散により平成21年7月廃案）による既裁定者の年金減額

恩給期間に係る給付額を一律27%減額することとした。ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間（27%減額）と共済期間（減額なし）を合計した給付額全体に対する減額率は10%を上限とした。

支給開始年齢について

○ 田村憲久議員

大臣、年金は大丈夫だから68、70に支給開始年齢を引き上げると言うのは厚生労働省としては、これは反対だという認識で宜しいですね。

○ 小宮山厚生労働大臣

今、検討しているものを、私の方から反対だと申し上げるわけにはいきませんが、これは先程申し上げたように、これは中長期的な課題としては、最長寿国なので上げていく検討ということは必要かと思いますが、今直近にすぐやることではないというふうに思っております。

○ 田村憲久議員

年金が長期的なものですから、中長期的に上げると言えば、同義語になってしまうんですよ。よくご理解頂いておりますかね。100年のタームで考えておりますんでね、100年、200年後に68に上げるという話ではないでしょう。100年以内にあげるという話を、今しているのでしょうか。だから、そういう意味からすると、事務局は厚生労働省のはずなので、事務局である厚生労働省が年金部会の方に68、70まで財政上、年金財政上上げる必要があるという話ではないのですよということを、はっきりとお伝え頂きたいというふうに思います。いいですか。

○ 小宮山厚生労働大臣

年金が長期的なものだということはわかっております。将来の長期的なものに対して、例えばすぐ直近の来年の改正案として国会にだすのかどうなのかといえ、こういうことではありませんということを申し上げましたので、そういう意味では最初に申し上げたように今全体に挙がっているものを順番に議論しているものですから、そこですぐやることと、先へ向けて考えて行くことが整理されていないというのは申し訳ないと思いますので、そこはわかりやすくどういう形を目指していくと、短期的には、どういことを当面現在の制度の改正案としてやっていくのかということになるべく早くわかりやすく整理したいというふうに思っています。

○ 齊藤鉄夫議員

次に年金の支給開始年齢引き上げについてお伺いします。現在、年金の支給開始年齢は段階的な引き上げの途上であり、公明党は、現行の財政状況からいって、政府内で検討されているような、さらなる支給開始年齢の引き上げや引き上げスケジュールの前倒しは必要ないと考えます。また、高齢者の雇用改善なくして、支給開始年齢の引き上げはあり得ません。総理に率直に伺いますが、今、年金の支給開始年齢の引き上げが必要な状況ですか、それとも、民主党が公約した新たな年金制度を実現するための財政的な理由から、支給開始年齢を引き上げなければならないのでしょうか。国民に対し明確な説明を求めます。

○ 野田内閣総理大臣

年金の支給開始年齢引き上げについてのお尋ねがございました。支給開始年齢については、諸外国では65歳を超えて引き上げが決定される中、我が国が世界最長寿国であることを踏まえて、一体改革成案において年金制度を巡る検討課題の1つに挙げられ、厚生労働省の審議会で議論を開始したところです。

政府としては「引き上げる」ことを決定したものでなく、また、年金の財源対策として議論を開始したわけでもありません。

この問題については、高齢期の雇用や働き方や高齢者世帯の約6割が年金だけで暮らしているという現実を踏まえて、年金制度への信頼確保のため、中長期的な観点から考えてまいります。もとより拙速に議論を進めることは考えておりません。